

静岡産業大学外国人留学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則第44条（外国人留学生）第2項の規定に基づき、外国人留学生の選抜方法及び必要な事項について定める。

(定 義)

第2条 外国人留学生とは、日本の国籍を有しない者（日本において高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者を除く。）で、本学に入学を許可された者をいう。

(出願資格)

第3条 外国人留学生として出願できる者は、外国籍を有する者、日本留学試験（日本語）または日本語能力試験N2以上を受験している者及び在留資格を取得している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における12年の課程を修了（見込み）した者
- (2) 外国において学校教育における12年未満の課程を修了し、さらに文部科学大臣が指定する準備教育課程等を修了（見込み）した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程修了相当の学力認定試験に合格し、本学入学の前日までに18歳に達する者
- (4) 外国において学校教育における12年未満の課程修了相当の学力認定試験に合格し、さらに文部科学大臣が指定する準備教育課程等を修了（見込み）した者で、本学入学の前日までに18歳に達する者
- (5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了（見込み）した者
- (6) 文部科学大臣が高等学校相当として指定した日本国内の外国人学校を修了（見込み）した者
- (7) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する者
- (8) 国際的な評価団体（WASC、ACSI、CIS）の認定を受けた外国における教育施設の12年の課程を修了（見込み）した者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、本学入学の前日までに18歳に達する者

2 前項に掲げる在留資格の取得については、本学の指定する海外協定校在籍者には適用

しないものとする。

(募集定員)

第4条 外国人留学生の募集定員は、各学部において定める。

(出願書類)

第5条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて提出しなければならない。

- (1) 志望理由書
- (2) 外国人留学生身上書
- (3) 最終学校の卒業（見込）証明書
- (4) 最終学校の成績証明書
- (5) 在留カードの写し
- (6) 旅券（パスポート）の写し
- (7) その他本学が指定する書類

(選抜方法)

第6条 入学者の選抜は、出願する学部が定めた方法で行う。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選抜結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出するとともに所定の入学金等を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(学 費)

第8条 外国人留学生の学費その他の納付金は、原則として当該学科に入学する他の一般学生と同額とする。ただし、入学金及び授業料については、別に定める「静岡産業大学外国人留学生授業料等減免規程」の定めるところにより、減免するものとする。

(補 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、大学協議会の議を経て、学長が定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成5年12月21日（文部大臣認可の日）から施行する。

附 則（平成 6 年 11 月 22 日改正）

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 3 月 16 日改正）

この規則（静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則）は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。